

2025年2月17日

各 位

住所	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
会社名	GMO インターネットグループ株式会社
代表者	代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO 熊谷 正寿 (コード番号 9449 東証プライム)
問い合わせ先	取締役 グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐 グループ管理部門統括 安田 昌史
TEL	03-5456-2555(代)
URL	https://www.gmo.jp

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年3月21日開催予定の2024年12月期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について上程することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) GMOイズムの明記

GMOインターネットグループはGMOイズムに基づいて経営を実践し続けております。

今後もGMOイズムを実践することで、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献し、「すべての人にインターネット」を実現していくため、GMOインターネットグループの根幹であるGMOイズムを記載し、企業理念を明確にするものであります。

なお、GMOイズムとは、「スピリットベンチャー宣言」をはじめとするGMOインターネットグループにおける社是・社訓の総称です。

(2) 事業目的の変更

当社は、2025年1月1日をもってグループ経営機能を担う持株会社体制に移行いたしました。

今後のグループの持続的な成長とグループブランドの運営機能の効率化のため、その事業目的を持株会社体制移行後の事業にあわせて追加変更するものであります。

2. 変更の内容（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
<p>第2条(創業の精神)</p> <p>1. 当会社ならびにGMOインターネットグループ各社(以下併せて「GMOインターネットグループ」という。)は、創業の精神として「スピリットベンチャー宣言」を掲げ、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。</p> <p>2. GMOインターネットグループは、創業の精神を受け継ぐ企業グループとしてあり続けるため、これを伝承するグループ代表を置く。</p> <p>3. 条文省略</p>	<p>第2条(GMOイズム)</p> <p>1. 当会社ならびにGMOインターネットグループ各社(以下併せて「GMOインターネットグループ」という。)は、<u>創業の精神としての「スピリットベンチャー宣言」を根幹とする「GMOイズム」に基づき</u>、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。</p> <p>2. GMOインターネットグループは、<u>GMOイズムを受け継ぐ企業グループとしてあり続けるため、これを伝承するグループ代表を置く。</u></p> <p>3. 条文省略</p>
<p>第3条(目的)</p> <p>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(6) 条文省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(7)～(20) 条文省略</p> <p>(新設)</p> <p>(21)～(23) 条文省略</p>	<p>第3条(目的)</p> <p><u>当会社は、GMOイズムに基づいて、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を統括または運営すること、ならびに次の事業を営むことを目的とし、グループブランドの運営機能を発揮する。</u></p> <p>(1)～(6) 現行どおり</p> <p><u>(7)AI(人工知能)を利用したサービスの企画、開発、制作、提供、配信、保守、運営、販売並びにその受託</u></p> <p><u>(8)AI(人工知能)に関する技術の研究、企画、開発、販売及び保守に関する業務</u></p> <p><u>(9)データセンター運用事業およびこれに付帯するハードウェアもしくはソフトウェアの販売または貸与等の事業</u></p> <p><u>(10)データセンター運用事業およびこれに付帯するハードウェアもしくはソフトウェアの販売または貸与等の事業</u></p> <p>(11)～(24) 現行どおり</p> <p><u>(25)知的財産権(著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権、工業所有権、肖像権、著作権、興行権)の取得、譲渡、利用、使用許諾、販売及び管理、運用、並びに 出願に関するコンサルタント業</u></p> <p>(26)～(28) 現行どおり</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年3月21日
定款変更の効力発生日	2025年3月21日

以上